

☆ SUBARU TIMES ☆ 9月号

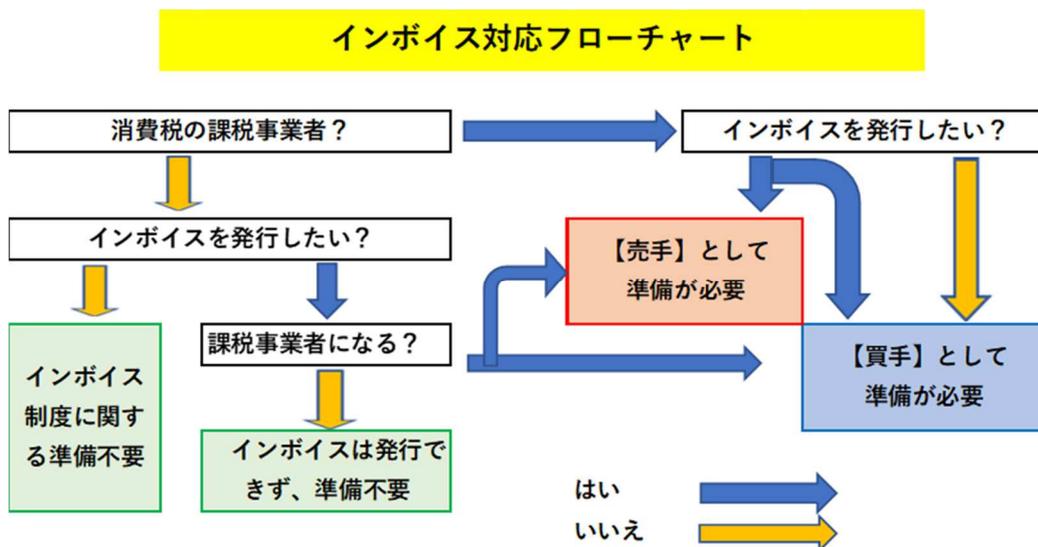
インボイス導入まであと1年！今からやるべきこと～買手編～

令和5年10月1日のインボイス制度導入まで、残り1年強と迫って参りました。

制度導入までにやっておくべきことについて、【売手側】と【買手側】に分けて、2回シリーズで解説しています。第2回は【買手側】の対応編です。

まずはインボイス対応が必要かどうか

まずは自社にインボイス対応が必要かどうか、フローチャートで判断します。



消費税の課税事業者である場合、自社でインボイスを発行する場合には【売手】としての準備が必要です。また自社でインボイスを発行する場合でも、発行しない場合でも、【買手】としての準備が必要になります。消費税の免税事業者であっても、インボイスの発行を希望するのであれば、消費税の課税事業者になる必要があります。まずは自社がどこを目指すのか、ご確認ください。

買手側の対応について

(1) 取引先の登録番号を集めて、管理する。

取引先の登録番号は、インボイスの必要記載事項です。登録番号が記載されている領収書等でないと、自社が仕入税額控除を受けることができなくなります。取引先について、適格請求書発行事業者に登録したか 登録した場合は、その登録番号を確認し、管理しておく必要があります。また新規の取引先の場合は、基本契約書などに登録番号の記載欄を設けておくと、情報収集がスムーズになります。

(2) どれをインボイスにするのか決める

次に、どれをインボイスにするのか決定し、書式を整えます。一連の取引の流れを確認し、取引先との間に、どのような書類のやり取りが行われているか把握します。

インボイスの記載事項は次の通りです。



- ①適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ②取引年月日
- ③取引内容（軽減税率の多少品目である旨）
- ④税率ごとに区分して合計した対価の額及び適用税率
- ⑤税率ごとに区分した消費税額等
- ⑥書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

（３）インボイス発行後の社内の流れを決める

- ・誰が、いつ、どの書類をどのような形式で受領するのか？
- ・どの経路で経理担当者に届くのか？
- ・どう保管し、誰が管理するのか？

受け取ったインボイスの内容に誤りがあった場合、買手側で修正することはできません。この場合、売手側で修正したインボイスを発行してもらうこととなります。そのため、記載内容に修正が生じた場合の対応についても、予めルールを定めておくとい良いでしょう。誰がどうやって、修正インボイスの発行依頼をするのか、決めておきましょう。

（４）経費をどう管理するのか、ルールを作る

会議や接待で支払った飲食代、タクシーなどの交通費、配送費用、消耗品の購入代など、事業活動には様々な経費の支払が生じます。これらの経費についても、金額に関係なく原則インボイスが必要です。インボイスがなければ仕入税額控除を受けることができません。役員や営業スタッフ、総務など、経費支出に関わる担当者も含めた社内ルールを作成し、インボイスをスムーズに回収できるよう準備しましょう。

なお、以下の場合にはインボイスの発行義務が免除されており、帳簿保存のみで仕入税額控除を受けることが認められています。

- ・バス、電車、船舶など、公共交通機関による3万円未満の旅客の輸送
- ・自動販売機における3万円未満の販売
- ・郵便切手を貼って郵便ポストに差し出された場合の、郵便サービス

（５）免税事業者への対応

免税事業者からの領収書には、インボイスの登録番号がありませんので、当然に仕入税額控除を受けることができません。その場合、自社の消費税納付額が増加することとなります。交渉を予定されている場合は、次の点にご配慮ください。

- ・適格請求書発行事業者となるよう強要することはできません。
- ・税額相当額の値引を強いることも、独占禁止法等の観点からお控えください。

なお、免税事業者からの領収書であっても、令和5年10月1日から3年間は80%、令和8年10月1日から3年間は50%の仕入税額控除を受けることができる経過措置が予定されています。